

# 論文審査の要旨及び担当者

## 論文題名

差止裁判例に見る受忍限度の2つの機能 ——差止めの効果に関する覚書

## 論文審査の要旨

### 1. 論文の概要

#### (1) 論文のテーマ

本論文は、生活妨害型の差止請求訴訟に関する裁判例の分析を通じて、差止の効果の決定にあたり、受忍限度論がどのように機能しているかを分析している。また、こうした機能分析を通して、差止めの効果の決定基準を示すことを試みている。

#### (2) 論文の構成

論文は序章と終章を含め全部で5章に分かれている。

序章では、問題の所在として、本論文の問題関心、この問題についての議論の状況、本論文の分析視角、用語法などが説明されている。

第1章は、アメリカ法における差止め内容の決定方法と決定基準として、アメリカ法における nuisance（生活妨害）と injunction（差止め）について概要が説明された後で、アメリカ法ではどのような基準で差止めの範囲・手段を決定しているのかについて説明される。また、nuisance における balancing と、injunction における balancing の関係について、どのような議論があるかを紹介する。

第2章は、日本における生活妨害型の差止請求訴訟の裁判例を分析している。その際、第1章で扱われたアメリカ法の議論に示唆を得る形で、①判決・決定の主文に基づく類型化と、②判決・決定にいたる判断過程に注目した類型化という、2つの類型化の基準が提示され、その基準に沿った裁判例の分析結果が紹介される。

第3章は、第2章により類型化された裁判例について、類型ごとに受忍限度論がどのような機能を果たしているかといった観点から分析をし、裁判例全体の傾向を把握しようと試みる。本章が本論文の中心部分となっており、そこでは、受忍限度は違法性判定を行う段階では、被害が違法となるか否かの基準として機能するのに対して、差止めの範囲・手段を決定する際には、被害者の被害の回復の程度と加害者の負担を利益衡量して決定される被害回復のターゲットとして機能するという分析結果が示される。

終章では、第3章を受ける形で、本論文が一元的アプローチと呼ぶ先行学説（違法性判定と差止めの範囲・手段の決定を一度に行う判断枠組み）に対する批判的な検討が行われ、差

止めの範囲・手段の決定方法として二元的なアプローチを採用すべきことを主張し、さらに、二元的なアプローチを前提に、差止めの範囲・手段の決定基準としてどのようなものを想定できるかについて検討する。

## 2 論文の意義

生活妨害に対する差止請求の裁判では、一般に受忍限度と呼ばれる衡量型の判断枠組み用いられるが、この議論は差止めを認めるべきか否かという、差止めの要件に関する議論として捉えられてきた。これに対して本論文は、受忍限度論が差止めの効果に及ぼす影響に着目し、多数の裁判例を分析することを通じて、無視できない数の裁判例において、受忍限度論が差止めの内容を決定する際の手法としても機能している点を明らかにした点に特色がある。

## 3 内容の評価

本論文は、差止めの内容決定という従来あまり着目されてこなかった部分に受忍限度という視点を持ち込むことで、多数の裁判例を体系的に理解しようとする独創的な試みである。そこでは 200 件を超える裁判例が、豊永氏がアメリカ法を検討することから示唆を得て設定した独自の基準により整理・分析される。比較法から分析手法を導き、多数の裁判例を分析データとして、自らの主張を論証している点において、博士論文として求められる水準に達しているものと評価できる。

もっとも、本論文にはいくつかの点において、今後課題を残している。第一に、本論文では受忍限度に 2 つの機能があることが示されているが、2 つの受忍限度の異同が必ずしも明らかではない。つまり、違法性判断の際の基準と、差止めの内容決定の基準は、結局のところ同じなのか、仮に同じだとすると、2 つを分けることの意義は何なのかといった点が、明確に説明されていない。第二に、本論文では違法性の判断と差止めの内容決定を一度に行う一元的アプローチを批判し、最高裁はこの基準によっていないという主張がされているが、根拠としてあげられる最判平成 6 年 3 月 24 日が、十分な根拠となっているのか疑問無しとしない。学界への貢献という観点からは、今後こうした部分の解明が行われることが期待される。

また、本論文はアメリカ法の検討を行っているが、単に分析手法を導くという観点からのみ行っており、比較法的な検討としては面白みに欠ける。特に、アメリカ法では違法性判断と差止めの内容決定が異なっていることが紹介されながら、その原因や、判断過程として見た場合の日本法との優劣などが十分に考察されていない点は残念である。もっとも、これらは豊永氏が今後の課題として研究を継続し明らかにすべき点であり、本論文が博士論文の水準に達している点に疑いを挟むものではない。

論文審査主査 山下 純 司 教授  
大村 敦 志 教授  
能見 善 久 特別非常勤講師（東京大学名誉教

授)